

非常変災時の登下校等の本校の対応について（令和 8 年 5 月改定版）

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、「特別警報・暴風警報の発令」および「大地震の発生」等の非常変災時における本校の対応についてお知らせいたします。

特別警報、暴風警報等が発令された場合の授業について

レベル5特別警報が発令されている場合

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

1. 登校前

- 午前7時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。堺市に大津波警報が発令された場合は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難します。

暴風警報が発令されている場合

1. 登校前

- 午前7時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、子どもを帰宅させます。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

レベル3大雨警報・レベル4大雨危険警報が発令されている場合

1. 登校前

- 午前7時現在、堺市にレベル3大雨警報が発令され、かつ、JR 阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。
- 午前7時現在、レベル4大雨危険警報が発表された場合は、臨時休業とします。
- 線状降水帯の発生が予想され、子どもたちに危険が及ぶ雨量と判断される場合については、上記の条件を満たしていなくても、臨時休業とすることがあります。その場合は、事前に学校よりお知らせいたします。

2. 始業後

- 気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

- 大雨警報・大雨危険警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。

熱中症特別警報が発表されている場合

- 前日の午後2時に発表される、翌日を対象とした熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が大阪府に発表された場合は、臨時休業とします。その場合は、前日の午後2時以降に学校よりお知らせいたします。(通知日以前の発表事例はなし)

<熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)とは>

翌日の気象条件等の予想に基づき、「健康に重大な被害が生じるおそれがある」ことが予想される場合、14時に都道府県単位で翌日の熱中症特別警戒情報が発表されます。

例：8月27日午後2時に環境省から発表 ⇒ 8月28日は臨時休業

雷が鳴っている場合について

【雷が鳴っている場合】

1. 登校前

- 雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から30分以上経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

2. 始業後

- 屋外での活動を中止し、雷が収まり、30分以上経過するまで子どもを屋外に出さないようにします。
- 下校時に雷がなっている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

堺市域で大地震が発生した場合について

【大地震発生の場合】

1. 登校前

- 堺市域(一部でも)に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
- 震度4以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。
- 状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

2. 始業後

- こどもの安全を確保し、教職員が校区内安全確認後、可能であれば帰宅させます。また、状況によっては保護者に連絡をします。

【お願い】

非常変災時による、臨時休業、繰り上げ下校、安全確保のための学校待機等の連絡は、学校から「ホームページ」「tetoru」などの方法で連絡させていただきます。また、堺市からテレビやラジオなどでお知らせする場合がありますのでニュース等にもご注意ください。